

平成27年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月17日開会～6月19日閉会

双葉町議会

平成 27 年第 2 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6 月 17 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
報告第 1 号	8
議案第 45 号から諮問第 1 号までの一括上程	8
議案第 45 号から諮問第 1 号までの提案理由の説明	8
散 会	10

第 2 日 (6 月 18 日)

議事日程	11
出席議員	12
欠席議員	12
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため議場に出席した者の職氏名	12
開 議	13
議事日程の報告	13
一般質問	13

羽 山 君 子 君	1 3
菅 野 博 紀 君	1 7
岩 本 久 人 君	2 8
散 会	3 5

第 3 日 (6月19日)

議事日程	3 7
出席議員	3 8
欠席議員	3 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 8
開 議	3 9
議事日程の報告	3 9
議案第45号の質疑、討論、採決	3 9
議案第46号の質疑、討論、採決	4 3
議案第47号の質疑、討論、採決	4 4
議案第48号の質疑、討論、採決	4 5
議案第49号の質疑、討論、採決	4 6
議案第50号の質疑、討論、採決	4 7
議案第51号の質疑、討論、採決	4 7
議案第52号の質疑、討論、採決	4 8
議案第53号の質疑、討論、採決	4 8
議案第54号の質疑、討論、採決	4 9
議案第55号の質疑、討論、採決	5 1
諮問第1号の質疑、討論、採決	5 2
双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	5 2
推薦第1号の採決	5 4
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	5 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	5 6
閉 会	5 6

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

27 双葉町告示第9号

平成27年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年5月28日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成27年6月17日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 羽 山 君 子 君
3 番 高 萩 文 孝 君
5 番 清 川 泰 弘 君
7 番 岩 本 久 人 君

2 番 白 岩 寿 夫 君
4 番 菅 野 博 紀 君
6 番 谷津田 光 治 君
8 番 佐々木 清 一 君

○不応招議員（なし）

平成 27 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 27 年 6 月 17 日（水曜日）午前 10 時開会

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 平成 26 年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 6 議案第 45 号 専決処分の承認について
専決第 1 号 平成 26 年度双葉町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 7 議案第 46 号 専決処分の承認について
専決第 2 号 平成 26 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 47 号 専決処分の承認について
専決第 3 号 平成 26 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 48 号 専決処分の承認について
専決第 4 号 平成 26 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 49 号 専決処分の承認について
専決第 5 号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 50 号 専決処分の承認について
専決第 6 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 51 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 52 号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 53 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 54 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 55 号 平成 27 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
復興推進課参事	駒 田 義 誌 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会兼 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、谷津田光治君、7番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月11日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月19日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 平成27年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

4月6日、町立幼稚園、小学校、中学校の入園、入学式を挙行いたしました。仮設校舎体育館での最初の合同入学式となり、幼稚園児1名、小学生2名、中学生2名、合計5名が、緊張した面持ちながら晴れやかに入園、入学いたしました。また、5月23日には、震災後初めての幼稚園と南北小学校合同の運動会を仮設校舎体育館で開催いたしました。当日は、園児、児童のほか先生、保護者、さらには福島大学の学生ボランティアの皆さんも参加し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

4月9日、10日の2日間は、原発事故の緊急避難時にお世話になった川俣町を初め、仮設住宅を設置している市、町を訪問し、町民の受け入れや各種福祉サービス等を提供していただいていることにお礼を申し上げてまいりました。

4月22日は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉措置の現状を視察いたしました。依然として廃炉措置に向けて困難な状況が続く中、免震重要棟において、廃炉作業の第一線で従事されている皆さんに対し、町民を代表して、深く敬意と感謝の意を申し上げたところです。さらに、視察の終了に際して、福島第一原子力発電所の廃炉と原子力損害賠償の完全実施に関する要求書を、東京電力福島復興本社の石崎代表に手渡し、確実な廃炉措置と安全管理の徹底、迅速かつ確実な賠償を強く要求いたしました。

4月24日には、太田国土交通大臣より双葉町、大熊町に追加IC（インターチェンジ）を整備する方針が示されました。町としても復興の加速化、地域の活性化を図るために整備は不可欠と考え、5月26日に国に連結許可申請を行い、6月12日には連結許可が出されました。今後は、一日も早い供用に向け、関係者とともに取り組んでまいります。

5月20日には、避難指示解除準備区域の両竹、浜野地区の国による本格除染が開始されました。宅地、道路、農地等の除染が平成28年3月末までには完了する予定であり、今後の復旧、復興に弾みがつくものと期待されます。

また、新山仮置き場にあった町内施設の除染で発生した除染土壌等のフレコンバック806袋につきましては、3月25日から4月14日に実施された中間貯蔵施設の試験輸送により、双葉工業団地内の保管場へ搬出されております。

3月12日に策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」において、両竹・中野地区に構想されている復興祈念公園については、浪江町とともに、4月9日に双葉町・浪江町にまたがるエリアに復興祈念公園を設置するよう福島県知事に対して要望し、4月27日に県から設置候補地として決定されたところです。今後の整備については、県・浪江町と協議しながら検討していくこととなりますが、

地区住民等の皆様のご意見を伺いながら、双葉町にふさわしい復興祈念公園となるよう取り組んでまいります。

また、中野地区に構想されている復興産業拠点及び双葉駅周辺の復興拠点についても、ビジョンに基づき、具体化に向けた検討を進めてまいります。

復興公営住宅の状況についてであります。いわき市で整備が進められていた湯長谷団地、下神白団地については、3月下旬から入居が開始されました。

また、原子力災害被災者向けの福島県復興公営住宅の第3期分の入居募集が、4月1日から5月29日まで行われ、今後、抽選会を経て、10月以降の入居予定者が決定することとなります。町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井の復興公営住宅については、3月15日と4月26日に、福島県による地元住民への計画説明会が行われました。地元住民の皆さんのご理解もおおむね得られたことから、今後、県において調査・設計、造成工事等が行われ、平成29年度後期までの完成を目指して整備が進められることとなりますが、引き続き、段階的入居を含めて県に早期整備を強く求めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、5月29日に与党が取りまとめた「東日本大震災復興加速化のための第5次提言」を受けて、6月7日に開催された福島県原子力損害対策協議会の席上で、営業損害に関して、東京電力から「平成27年3月以降、帰還や移転、転業、就労等により将来にわたって発生する逸失利益等の損害に対し、減収率100%の年間逸失利益等の2倍相当額の支払いにより、一括して賠償する」との考え方が示されたところです。これに対して、私からは、2年間で終わりということではなく、当町の96%が帰還困難区域である厳しい状況を踏まえ、事業再建が可能となるよう被害者に寄り添った賠償を継続するよう申し上げ、東京電力廣瀬社長から「相当の因果関係のある損害がある限り、賠償していく」との考えが示されたところでもあります。

今後の国、東京電力の動きを注視しながら、双葉町民の被害の実態に見合った迅速かつ確実な損害賠償の実現を、国、東京電力に対して強く求めてまいります。

平成27年度当初予算で議決いただいた「原子力広報塔撤去工事」であります。町体育館前と役場前にある広報塔の現物保存を求める声も踏まえ、慎重な検討を進めてまいりましたが、老朽化が進んでいて危険な状態にあることから、町民の方の安全・安心を確保するため、撤去することといたしました。

一方で、将来的な展示も視野に入れて、復元も可能となるような状態で保管することといたしました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告が1件、専決が6件、条例の一部改正が2件、財産の取得が1件、平成27年度補正予算（案）が2件、諮問が1件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成26年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 平成26年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、平成26年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、証明書自動交付システム構築委託料5,648万9,000円を平成27年度に繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号 平成26年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを終わります。

◎議案第45号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第45号から日程第17、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第45号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第45号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第45号 専決第1号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出それぞれ9,026万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は481億4,490万7,000円となりました。

歳入は、地方交付税が震災復興特別交付税の額の確定により1億9,308万2,000円の追加となりました。また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金が2,529万5,000円の減額、県支出金が5,012万7,000円の減額、繰入金が2,757万3,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定により、民生費や衛生費など多くの科目で減額となりました。

議案第46号 専決第2号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてで

ありますが、歳入歳出それぞれ6,893万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は15億8,352万5,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金の国庫補助金が5,502万円の減額、繰入金の他会計繰入金が2,839万6,000円の減額となりました。

歳出は、保険給付費の療養諸費が6,893万6,000円の減額となりました。

議案第47号 専決第3号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入歳出それぞれ8万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億1,246万1,000円となりました。

歳入は、使用料及び手数料の使用料が13万4,000円の追加、繰入金が21万8,000円の減額となりました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費が1万8,000円の減額、予備費が6万6,000円の減額となりました。

議案第48号 専決第4号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてありますが、歳入歳出それぞれ146万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2,441万9,000円となりました。

歳入は、繰入金の一般会計繰入金が111万1,000円の減額、諸収入の受託事業収入が34万9,000円の減額となりました。

歳出は、総務費の総務管理費が38万9,000円の減額、保険事業費が107万1,000円の減額となりました。

議案第49号 専決第5号 双葉町税条例の一部改正についてありますが、これは地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日施行されたことに伴う改正であります。

主な改正内容は、固定資産税（土地）の課税の特例措置を平成27年度から平成29年度まで延長すること、また原動機付自転車等に係る軽自動車税率の引き上げ時期を1年間延長し、平成28年度から適用すること等であります。

議案第50号 専決第6号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、これは地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年4月1日に施行されたことに伴う改正であります。国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減基準等の改正を行いました。

議案第51号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、平成27年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、税率等の改正を行うものであります。

議案第52号 双葉町介護保険条例の一部改正についてありますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得段階が第1段階の保険料を「4万5,100円」から「4万600円」に改正するものです。

議案第53号 財産の取得についてありますが、戸籍電算化システム機器購入について、平成27年5月26日、随意契約による見積もり徴収の結果、契約金額2,322万円で富士ゼロックスシステムサー

ビス株式会社 営業本部 公共システム営業事業部東北支店に決定いたしましたので、契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

契約の概要といたしましては、戸籍のメインサーバー及びバックアップサーバー、クライアント、プリンターの購入、既存戸籍データの新たなシステムサーバーへの移行、機器の取り付け作業となっております。

なお、納期については、平成28年2月末日を予定しております。

議案第54号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ203万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は87億6,203万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。県支出金は、福島県中間貯蔵施設立地地域振興交付金の交付額決定により1,000円を追加いたしました。寄附金は、ふたばっ子教育支援寄附金、ふるさと応援寄附金として72万7,000円を追加いたしました。諸収入は、細谷土地改良事業返還金131万1,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。議会費は、放送設備の備品購入として21万6,000円を追加いたしました。総務費は、職員メンタルヘルス事業委託料や町税還付金など698万円を追加いたしました。民生費は、国庫支出金の過年度返還金や南相馬市連絡所用備品購入のため312万9,000円を追加し、教育費は、双葉中学校グラウンド地すべり調査業務委託料など372万1,000円を追加いたしました。諸支出金は、寄附金を基金へ積み立てるため72万9,000円を追加いたしました。

議案第55号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額6,705万8,000円のうちで、歳出の補正をするものです。諸支出金の償還金及び還付加算金6,000円を追加し、予備費を6,000円減額いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。前委員の任期途中での急逝により、後任が決まらず空席となっております。今般、その後任として、現在双葉町の民生委員を務められるなど、地域住民の人望も厚い福岡渉一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時20分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 7 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 7 年 6 月 1 8 日（木曜日）午前 9 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

1 番 羽 山 君 子 君

4 番 菅 野 博 紀 君

7 番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
復興推進課参事	駒 田 義 誌 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会兼 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1、高齢化対策について。高齢化対策について、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの中に短期的に取り組んでいきたい事業として、先般の答弁の中で述べられましたが、その後の取り組み、進捗状況について伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、高齢化対策について。高齢者対策事業等の進捗状況についてのおただしであります。まず介護予防事業として、応急仮設住宅を初め借上げ住宅、持ち家にお住まいの対象家庭への訪問活動、健康相談、栄養サロンなどの事業を継続して取り組んでおります。また、介護予防を目的とした健康度評価基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行い、双葉町社会福祉協議会との連携を図り、介護予防事業を展開しております。さらに、原発避難者特例法に基づき、避難先自治体に介護予防事業への参加誘導や訪問等を継続して依頼しております。

また、長期避難者の健康維持や疾病予防、公衆衛生の確保を図る事業などを双葉郡医師会との連携により、双葉地方広域市町村圏組合を介し、実施に向け具体的な協議を進めております。

次に、社会福祉法人が事業主体であります特別養護老人ホームの事業再開であります。県及び国との調整が済み、用地確保も見通しがつき、実施設計の段階に来ております。今後とも町として可能

な限り支援に努めてまいりたいと考えております。

また、福祉介護に関連する民間事業所の活用にあたっては、グループホームの利用が考えられ、県内の介護度３以上の方々の施設入所への待機状況の把握を行うとともに、双葉郡町村に対し施設利用希望者等の確認も実施いたしました。現在、民間事業所が参画し得る状況には至っていないと考えておりますが、今後も利用者のニーズを確認しながら、条件が整えば民間事業所の活用も進めてまいります。

また、いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅敷地内に高齢者等サポート拠点を設置すべく、整備主体であります県と運営主体となる双葉町社会福祉協議会とともに具体的な検討を進めているところであります。

○議長（佐々木清一君）　１番、羽山君子君。

○１番（羽山君子君）　高齢者対応のところで、今いろいろと進められておりますという話でしたが、やはり進められているという時期ですね。短期的ということを考えていただかないと困るのです。進められております、前の３月の時もスピード感を持った対応をしていきたいと町長は答えられております。スピード感というのは、大体年月ですればどのくらいな月日を要するのか。やはりいつも同じような答えをいただいて、私も本当に同じような質問をしていると。それではやっぱり進まないのです。町としても、高齢者１日１日、皆さん、私も同じですけれども、年を召していくと。そんな中で、いつも同じ答えを、私もいつも同じ質問をするというのは、何となくもう疲れてきますし、やはりスピード感を持ったと町長がおっしゃっているし、避難自治体との話し合いをされている。もうその避難自治体との話し合いをされていることも聞きたいですし、やはり双葉町だけではありませんので、やはり６町皆さん話し合いのもとで進めていくこともあるかと思うのです、介護のことについては。その辺のことで、せめてスピード感を持ったとおっしゃるならば、例えばいつごろまでにどういう、私の言っている施設の話を話しているのですけれども、やはりそういう、いつまでも南台ではないわけですので、やはりスピード感というある程度の期間をお示しいただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、スピード感ということでお話ありました。町で事業主体になっているものというのは、そう多くはございませんので、事業主体になっております特別養護老人ホームまたは社会福祉協議会等の事業でやっているものに関しまして、町として事業主体になってはおりませんが、いろいろな事務事業につきましては、支援のできるものに関しては支援をしているということで先ほど述べさせていただきました。そういったことで、まず事業主体になっていないということをご理解いただきたいと思います。それ以外で町がかかわれるものに関して、時期的なものを示してというお話でございますが、双葉地方広域圏組合の対応につきましては、今年度中に可能なものになるというふうに考えてござい

ます。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 実は、私自身のことではないのですが、私の知人、3 人が介護を必要とされている。家族3人で共同生活をしておられる。それで、こちらのほうに来たいと言われても、来る場所がないわけですね。そういうことも鑑みながら、スピード感を持った対応をよろしく願いいたします。

それでは、2 番に移りたいと思います。2 番、中間貯蔵施設関連について。（1）、中間貯蔵施設の建設に伴い、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金が交付されました。9 項目全て重要かと思われますが、今後優先すべき項目を伺います。

2 番、町長は、中間貯蔵施設の受け入れについて迷惑施設だと表現されています。迷惑施設を受け入れるのであれば、町民に対する相当の代償を求めるべきと思うが、ご意見をお伺いいたします。

3 番、双葉町復興まちづくり長期ビジョンに基づき新たな共同墓地を計画されているようですが、中間貯蔵施設への保管が30年以内、またデブリや廃炉に要する期間が40年とも言われている中、共同墓地を整備することは、果たして子供や孫にとってどう映るのか。現実的ではないと考えるが、ご意見を伺いたい。

また、仏壇についても、家族の心情に配慮した方策のお考えがあるか、伺いたい。

以上。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2 番、中間貯蔵施設関連について、（1）の中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金についてのおたかしであります。本交付金の交付要綱第4条において規定された対象事業が9つあり、ふるさととの結びつきを維持するための事業から福祉対策事業、地域活性化事業、そしてこのほかに中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業まで、羽山議員のご指摘のとおり、全て重要な項目であると認識しております。その中でも、今最も優先すべき項目は何かとのことではありますが、3 月議会でも、区域内、区域外を問わず、全ての町民に対する生活再建支援や町の復興に活用してまいりたいと答弁いたしました。震災から4年3カ月を経過する中で、ふるさととの結びつきや町民同士のきずなを維持する事業に加え、高齢化対策などの福祉対策事業や将来の双葉町を担う子供たちへの支援を人材育成事業として進めることなどが全ての町民に対する生活再建支援にもつながると考え、最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

交付金を活用した具体的な事業については、議会の皆様とも相談し、大熊町とも連携しながら内容を詰めてまいる考えでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、（2）、中間貯蔵施設の受け入れには、町民に対する相当の代償を求めるべきではないかとのおたかしではありますが、これまでも申し上げておりますが、この中間貯蔵施設は福島県全体の復興を進める上で必要不可欠な施設である一方、建設及び管理運営並びに施設等への除去土壌等の収集、運

搬に伴い、本町の復旧、復興に影響を及ぼす可能性が高い施設であると考えております。このため、これまでも国、県に対し、町の復興のため、さらには施設及び輸送の安全確保はもちろんのこと、地権者、町民の皆様の生活再建、地域振興のための措置をしっかりと構築するよう求めてきております。この結果が地権者に対する給付金支援事業であり、町全体に対する中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金であると考えており、町民の皆さんの生活再建及び町再建につながる施策に活用していきたいと思っております。今後も苦渋の決断により建設を受け入れたことをさまざまな場で発信し、町の復旧、復興及び風評被害の払拭、町民の皆様の生活再建のための措置の継続を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、(3)、共同墓地の整備が現実的ではないと考えるが、どうか。また、仏壇の家族の心情に配慮した方策を考えているのかとのおたかしであります。中間貯蔵施設予定地内の町民の皆さんにとって墓地の取り扱いは大きな問題であり、残すことができないかとの意見も多く寄せられており、環境省に対して地権者の意向に沿った対応を求めているところです。一方、昨年の町政懇談会において、双葉の風土、地域への思いをつなぐ意味でも共同墓地を町で整備しないのかとの意見を複数いただきました。先祖代々継承された墓地は、家族の心のよりどころとして、また仏事の際の親族や友人、地域の方々が集う場所として、これまで行政区、寺院、町営、個人などさまざまな形態で営まれておりました。しかしながら、津波で墓が流された地区、中間貯蔵施設の敷地内、高線量区域内などの墓地の対応を町として考えなければならないことから、復興まちづくり長期ビジョンにおいて共同墓地の整備を位置づけたものであります。町民の皆様が安全に墓参りができる環境を整え、帰還を希望する方、墓地はふるさと双葉にと考えている方にとっても共同墓地は必要と考えており、今後墓地整備箇所を庁内で十分検討し、議会の皆様ともご相談させていただき、町民の意向を踏まえた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、仏壇についてであります。震災前の生活では、仏壇は慈しむ心を育み、仏様、物故者への朝の焼香やお経など日々のお勤めから生活が始まるご家庭も多かったものと考えております。しかしながら、現在の狭い仮住まいでの生活では仏壇を置くこともままならないことについてご家族の心情はお察しいたしますが、現時点においては、個人の財産である仏壇は、それぞれの所有者のご判断に委ねざるを得ないものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 1番であります。9項目、ふるさとの結びつきを維持する事業とか人材育成、企業導入、福祉対策、地域活性化事業、これらは今町長が双葉町の復興に必要だと言いますが、双葉町にいつごろから帰れるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。やはり地域活性化事業となりますと、やはり双葉町の活性化でしょうから、そういうことも考えれば、例えばいつごろから双葉町に戻れるようになるということを町長はお考えかなと思います。

それと、もう一つ、その他は何でしょうか。

2つだけお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、今の現状においていつ帰れるかのおただしでございますが、現在双葉町の中で4%の避難指示解除準備区域が5月20日から全面的な本格除染が始まっております。そういったことも含めて、まず除染というものを徹底して、いろいろなその後インフラ復旧のための工事をしなくては、まず町に戻れる基盤はできないというふうに考えてございます。そういった中で、96%の帰還困難区域に対しましても、国のほうにこの除染の対応ということを何とかできないかということでいろいろな要求をしている状況でございます。そういったことから、まず除染、そして復興するためのインフラの整備ができるということが帰還に対してのいろいろな対応の判断につながると思っておりますので、今後国、県に対しては強くそういった働きかけをしてまいりたい、そのように考えておりますので、その明示ということに関しましては、今町として判断できる状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

また、その他についてでございますが、その他とはふるさとの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業、公共用施設に係る整備、維持補修または維持運営等事業、企業導入・産業活性化事業、福祉対策事業、地域活性化事業の8事業に含まれない中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業となっております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 4%の中の間貯蔵施設整備等影響緩和交付金なのでしょうか。それですね。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金につきましては、双葉町全域、全町にわたっての対応というふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 羽山議員さん、一問一答で、その中の3項目挙げているので、その中の一つだけ再質問、再々質問されていたので、そのほかもう終わりということになります。

休議します。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時21分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

(4 番 菅野博紀君登壇)

○4 番(菅野博紀君) おはようございます。議席番号 4 番、通告番号 2 番、菅野博紀、ただいま議長
の質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1 番、東京電力補償・賠償について。3 月定例議会でも質問しましたが、双葉町民に対しての補償、
賠償について進んでいないとしか言えないと思いますが、今までの取り組みとこれからの取り組みを
お伺いいたします。

また、双葉町として要望等を出していますが、ほとんど結果につながっていないように思えます。
今後の東京電力に対しての対応をお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4 番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1 番、東京電力補償・賠償について。(1)、双葉町民に対しての補償・賠償について、今までの取
り組みとこれからの取り組みについてのおたかしであります。まずこれまでの主な取り組みとして、
平成25年6月に行われた国の原子力損害賠償紛争審査会の現地案内と第32回審査会において、双葉町
の現状に沿った精神的損害や財物賠償の見直しを行うよう意見を述べ、その結果、同年12月に原子力
損害賠償紛争審査会が決定した中間指針第四次追補において、双葉町については、町の実情を踏まえ、
帰還困難区域と避難指示解除準備区域の区別なく、この中で全町一律の取り扱いとして、精神的損害
の追加賠償及び住宅確保に係る追加賠償が実現したところです。

また、現在の取り組みとしては、営業損害に関して、昨年12月に東京電力が平成28年2月までとす
る方針を示したことを受けて、今年1月5日に東京電力株式会社の廣瀬社長に対して直接、長期の避
難生活を余儀されている実態を十分に認識し、営業損害については町民の被害実態に応じた延長を早
急に判断するよう求め、その後、国、県に対してもこのことを強く要望したところです。その結果、
5月29日にまとめられた東日本大震災復興加速化のための第5次提言において、営業損害についての
考え方が盛り込まれ、6月7日に開催された福島県原子力損害対策協議会の席上で東京電力から、平
成27年3月以降、年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償するとの方針が示されたところです。こ
れに対して私からは、2年間で終わりということではなく、当町の96%が帰還困難区域である厳しい
状況を踏まえ、事業再建が可能となるよう被害者に寄り添った賠償を継続するよう申し上げ、廣瀬社
長から相当の因果関係のある損害がある限り賠償していくとの考えが示されたところであります。

今後とも国、東京電力の動きを注視しながら、双葉町民の被害の実態に見合った迅速かつ確実な損
害賠償の実現を、国、東京電力に対して引き続き強く求めていく考えであります。

次に、今後の東京電力への対応に関するおたかしであります。これまでも国に対して東京電力に
対する指導の徹底を求めるとともに、東京電力に対しては、被害者に寄り添った迅速かつ確実な賠償
を行うよう強く求めてきたところであり、今後とも強い姿勢で粘り強く対応してまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。震災後以降、瓦れき置き場、あと9号棟等の町の許可を欲しいということで、説明に東京電力さんが来たり、いろいろしました。その中で、議会、執行部ともに言っていることというのは、ちゃんとした賠償、補償をしてほしいと。例えば一括の600万円もらっていない人がまだいる。その後の700万円は出しませんよと言われていた人もいます。社員の家族を含めてです、東京電力。東京電力の社員であれ、何であれ、双葉町の町民であることに変わりありません。それをふるいにかけてくれるというのは、私としては最も遺憾なことであります。

また、お墓の問題でもそうです。先ほどちらっ触れましたけれども、お墓というのは先祖伝来のものですよね。伝来のもので、そこはなくせない。今ある人ですよ。なくせないけれども、避難先で本当にこういう心労がいろいろ募って亡くなった方たちが新しいお墓をつくって、2つお墓がある状況になっている方もいらっしゃる。そこには賠償できませんよとか、どっちが被害者なのだろうというようなことがたくさんあります。ましてや廣瀬社長が言いましたと。廣瀬社長が来なくてはならないのです、当町に。来ましたか。こちらから要求ではなくて、これは要望であり、ちゃんとやらなくてはならないことだと思います。今一番本当に、この問題もそうですけれども、補償、賠償に関しては、中間指針の中では帰れるようになるものというような方向性に僕は受け取っています。けれども、その中で文部科学省が決めたこと、経済産業省が入ってきて、ではあと何年とか、政権与党自民党がその方針を出すというのは、では自民党さんでも責任をとってもらって、経済産業省は今までの事故の責任は何もっていないのです。そんな中、そこに東電は、自分たちのいいような場所の話は聞きますけれども、そういうふうにやっていないというのであれば、逆に今、固体廃棄物全部できていないのであれば、ストップさせるぐらいのことを町長やらないと、今までと同じです。約束は守っていないのですから。約束を守れないようであれば、行政として断固なる態度をとらなくてはならないのではないですか。取締役の方が当町によく来ますよね。表現があれだけれども、いや、申しわけないという顔で来ていないですよ。にこにこ、にこにこして来ます。原因者がそういうのでいいのですかということを僕はお尋ねしたいのです。

逆に言えば、就労不能損害、そういうものももう一回継続です。今打ち切られていますよね。皆さん仕事はしていたのです。追い出されたのです、自分たちの地域から。自分たちが悪くてそういうふうになっているわけではない。30代、40代になって、僕もきのう双葉の町民の方と1人会いました。40過ぎて再就職して、給料はどうあれ、35とか20代のやつにばかだの何だのと言われながら、おれも我慢してやっている。家族がいるから。そういう愚痴こぼしていきました。そういう状況なのにもかかわらず、そういうふうに進んだのは誰ですかといったら、東京電力の事故なのです。原因者が物を決めるというのはちょっとおかしいなと思うのですけれども、町長、今後の対応。そういうものをちゃんと出してやっていただかなかったときの東京電力に対しての対応をお聞きます。どういうふう

にするのか、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、原子力発電所の事故、そして廃炉に向けての取り組みということは、これは我々現在避難をしている人たち全てが事故収束、そして廃炉に向けての取り組みというのは、これはどんどん進めてもらわなくてはならないという思いだと思っております。そういったことから、強くその取り組みを徹底するように今後とも申し入れしていかなくてはならないと思っているということです。

また、四次追補、5次提言いろいろなものに関しまして、まず最低限のものであるというふうな判断をしておりますので、今後のいろいろな賠償等に関しましては、さらなるいろいろな納得がいかない状況というものも我々としても把握してございますので、そういったものに対しても粘り強く改善されるように全力で取り組んでいく、そういうふうな考えでおります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、僕の質問に答えていただけていないようです。東京電力に対して、こちらの要望を受けてもらえない場合、私先ほど言いました。例えば固体廃棄物、そこに物を入れてはだめだよ、双葉郡のものに対しては。迷惑施設です。双葉町民が非常に迷惑しています。その対応をお伺いします。例えばこれ、要望だけでは絶対やらないですから。普通であれば犯罪ですから、これは。普通これだけの大事故を起こして、財産を全部出して、普通であればつぶれているのが当たり前です。だけれども、それでも利益を出してやっている会社がちゃんとした賠償、補償もできない。約束は守らない。これ以上双葉町にはできれば置いてほしくないです。燃料デブリの件も、何年で帰れるかというのも何も出していないです。実際線量が落ちたとしても、では爆発の可能性ないのですか。放射能出ていないのですか。改ざんとかなんとかというものがあって、海に流出していて、その地域に住めますかという話なのです。その中で、このような対応は非常におかしいと思うのです。災害に対しては賠償しています。だけれども、精神的苦痛とかそういうものに対しては実際にはやっていないと言ってもいいぐらいではないですか。皆さんが会社をつくったり、そこで働いたり、その思いってありますよね。20年、30年で。そこで実績というものが出てきますよね。それに対して、ではもう4年たったから終わりだから、あなたたちは終わりなのだから自分で仕事探しなさい。給料安かろうが何しようが、関係ありませんと。実際にあった話を言わせてもらえば、おまえら金もらっているのだらうと。だからいいだらうと。再就職してもやめざるを得ないような人も出てきているのです。

さっきのお墓の問題もそうです。先祖から長男でうちにとって、先祖から引き継いだお墓に対してだって、そこは残さなくてはならない。だけれども、家族がいるから、最終的には双葉に戻るようになったら、そこを何とかしてでもという気持ちもあります。ましてやお墓参りというのは子供が行けないようなお墓参りでいいのですか、町長。例えばうちの家族で子供2人います。お墓参り行くときは僕だけしか行けません。子供が入れるような場所ではないではないですか。それが先祖を敬うとい

う気持ちになるのですか。そこら辺を含めて、東京電力に対する今後約束事を守らないときの対応を、県とか国は関係ないです。町としての対応をお聞きます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

菅野議員のおっしゃっている意味は、私としましても十分理解しているつもりです。一方、先ほども再質問の中で答弁しておりますが、事故収束、廃炉に向けての取り組みというのは、これはどんどん進ませていかななくてはならない。そういった意味では、徹底させるということは強く申し上げておるつもりですし、一方賠償について進展がないというおただしでございますが、その進展のないものに関して今後とも粘り強く、そして少しでも前進するような状況になるように今後とも努力を重ねていく、そういうふうな考えでおりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この件に関しては、9月にも一般質問させていただきます。結果が欲しいです。

2番の双葉町復興について。復興まちづくりなど行政としていろいろな取り組みをしていますが、原子力発電所の燃料デブリ取り出しなど多くの課題があります。町の復興を進めるには帰れる時期がわからないと前に進まないと思いますが、町として帰還時期をいつと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町復興について。町の復興を進めるには、帰れる時期がわからないと前に進まないと思うが、町として帰れる時期をいつと考えているのかとのおただしであります。双葉町の場合、5月から避難指示解除準備区域の本格除染がようやく始まったものの、町全体の96%を占める帰還困難区域内における除染を含めた復興の具体的な工程が示されていないため、現時点で帰還の具体的な時期を提示することはできないものと考えております。

双葉町への帰還時期を検討する上では、まず何よりも除染とインフラ復旧が必要です。現在の帰還困難区域内の本格除染とインフラ復旧の実施に向けて、国、県との協議を加速させていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 復興まちづくり委員会に関しては、先ほどあれですけれども、1つの要点しか見ていないのですよね。線量が下がるということで。きのうの行政報告の中でも復興祈念公園のお話が出ました。復興産業拠点や双葉町の駅周辺に復興拠点についてもいろいろお話ししていましたが、町長、夢物語と前にも言いましたけれども、その副委員長が言いましたよね。これ確かにそうなのです。ある程度の年数が出ないと、どの年代が中心になってやるかというのが出ない。今手をつけられるもの。短期、中期、長期と出さなくてはならないものが何年というある程度のものが出ていない

ので、どこの年代がどういうふうにするかというものが実際出ないのですよね。議会の中では私が一番若いので、私もかわれる時期なのか、それとも皆さん全部全滅なのかというものもありますし、今復興まちづくりでやらなくてはならないというのは、双葉の気候に合った、例えば農業で言えば田植えの時期や追肥の時期や水の入れ方、稲刈りの時期、そういうものを記録として残したりなんかするという復興まちづくり委員会だったらわかります。復興拠点とかなんとかというものが出てくるといのはちょっとおかしいのかなと。町長、双葉町は町長が言っている全員で帰還するのですよ。帰りたいという人全員で帰還するのですよということを町長おっしゃっていますよね。だけれども、ここにいる方々ほとんどが帰れるのか帰れないのかというのと、高齢者の方々が帰れる時期なのか違うのかということが問題になってくるのですけれども、そこが検討がつかないと。ましてや原子力発電所の収束と線量の自然減衰とかそういうものはまた別に考えてくれということを国、県はよく言いますが、これ別々に考えたらだめなことなのかなと。問題にふたを閉めて、1個やってこっちで大丈夫だ、帰りなさいよといったときに、では燃料デブリ取り出しますよと万が一なったとき、また避難ですか。そういうこともちゃんと含めて話しなくてはならないことを、そこを含めないで復興まちづくり委員会をやることによって、全然無駄な予算なのです。もう復興まちづくりに2億円以上かけていますよね。2億円あれば老健施設でも何でもある程度のものはできると思うのですよね。そこではないでしょうと。もうちょっと先を見たことをやらなくてはならないのに、復興祈念公園、では中野、中浜地区で、あそこから原子力発電所見えませんか、海に行けば。そんなところに公園をつくったとして遊びに行く方がいらっしゃいますか。帰還時期をある程度、燃料デブリ等の取り出しを含めて帰還時期を国に話してから、ちゃんと出してもらわないうちに、この計画自体が無駄な予算になってしまう。そこら辺はどういうふうに町長お考えなのかというのと、実際に中間貯蔵、別に出していますけれども、復興拠点とか、いろいろ駅前周辺にありますけれども、その地権者の人たちにある程度そういうふうにしますよと言っていますか。国と同じですよ。環境省と。勝手に人の土地とかうちに絵図をかい、復興拠点にしますからとやって、人のものに手を出すようなことは、行儀が悪いようなことはしていただきたくないとは思っています、町として。誰が言ったのか知らないですけれども、自分のもので自分のあれでやるのだったらいいですけれども、そういうので環境省みたいなちょっとひどいことを、国がやるようなことを双葉町としてまねをしてほしくないと思うのですけれども、どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、帰還時期という話でございますが、そのことに関しましては、最初の答弁の中でいわゆる除染、そして復旧、復興をするためのインフラの整備というものが絶対条件になってくるだろうということはご理解いただきたいと思います。そういったことで、町がその判断をすることを超えているということはあるのかなと、そういうふう考えております。ただ、そういったことで明示ができない

中でも、戻らないということではなくて、戻れるための努力は継続していくべきだろうというふうに考えております。そういった意味で、先般望月環境大臣が大熊町の帰還困難区域にあります約400ヘクタールの除染について、答弁というかお答えをしております。そういったことに対して帰還困難区域であっても除染をするような国の拠点除染についての考え方が今現在示されている状況でございますので、双葉町も大熊町と同じく帰還困難区域が非常に多い地域でございますから、そういった部分で帰還困難区域であっても拠点除染の対応を国に強く働きかけ、そういったもので除染、そして復旧、復興のインフラを進めることによって、ある程度将来的に町民の皆さんが戻れるような状況になれる可能性がある、というふうに考えております。その辺をご理解いただきたいと思います。

また、帰還時期は、先ほども申し上げましたけれども、放射線量の減衰の見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通し、中間貯蔵施設など町単独で見通しを検討する範囲を大きく超えているということをご理解いただきたい。具体的な時期を提示することはできないものと今現在考えております。

町への帰還時期を検討する上で必要なのは、帰還困難区域の本格除染とインフラ復旧の実施に向け、国、県との協議を加速させ、そのめどをつけることにまず取り組み、その上で帰還への具体的な時期について検討するような状況になるだろう、というふうに考えてございます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、除染とインフラ整備だけではなくて、燃料デブリの取り出しが一番重要だと私は思っています。答弁書の中を読んでいるとは思いますが、実際に燃料デブリを、僕さっきも言ったのですけれども、そういうところで答えてもらっていないのです。燃料デブリをとるときに、危険性はないのか。そういうふうになったときに、帰還時期というのは町でと言っていないではないですか。そこを示さない中に、僕は復興まちづくり委員会をやるなどと言っていないのです。無駄なことをやってほしくないと。やれることからやっていけばいいのに、大きな目標を誘導して、それがこういう今議会とかに出してきて、きのうのあれでもわかりますけれども、言ったことに対して責任がとれるのですか、言った人が。そんな甘いものではないでしょうと。帰還時期に関しては、町長、ちょっと考え直してほしいことは、除染とインフラ復旧だけではないです。東京電力の燃料デブリ取り出して収束というものが無い限り普通に考えて、国の職員だって住まないと言ったのではないですか。例えば第2次世界大戦で不発弾がありますよね。発見されるまでは何てことないですけれども、取り出すまではみんな避難させられるわけですよね。逆に、今火山が噴火して、多くの方々が本当にかわいそうだなと思うけれども、僕たちがしたように避難生活をしていらっしゃる方がいますよね。今の状態で戻れと言っているのと同じですよ。要は火山の爆発よりも、灰掃除したから火山の爆発はどうあれ帰ってくださいというのと変わらないと思うのです。放射能が拡散して、それを要は除染してなくなったから、ここはもう考えなくていいから、放射能は下がったから、あなたのうちは下がったから帰りなさいよということを言っていると思うのです、現実問題は。

今、町長、これ私も原子力発電所で前に働いていたことがあります。その中で、作業員は5年間で100ミリシーベルト、私がいたときに。1年間最大50ミリシーベルト。作業員のあれと変わらないではないですか。年間20ミリシーベルト、5年間で100ミリシーベルトでしょう。そういう計算でやったら、国を信用していいのかというのは、私たちは双葉町の町民で国民であるのにもかかわらず、普通の原子力作業員と同じということなのです。仕事をしている人たちと同じなのです。そういう矛盾点が余にもあるので、そういうものはちゃんと帰れるようになるというのは、自然減衰とかそういうものだけではないと思うのです。インフラ復旧だけでもない。燃料デブリとかそういうものもちゃんと取り出して、ちゃんとした状況で帰れるようにするというのが、もとに戻してくれるのが当たり前ではないですか。そういうものを含めて帰れる時期を今後国と、自然減衰とか別として、燃料デブリも含めたある程度の年数を出してください。出してあげないと、この委員の人たちの責任が重過ぎます。ということで、国とそういう協議を早急に進めていただけるかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘のように、帰還の明示ということにつきましては、これは我々ができる範囲でないということは先ほどの答弁の中で申し上げておりますし、当然国が我々を避難させている現状を考えれば、国がその帰還の時期を明示するということは当然の国の責任だと思っております。そういったことで、国と今後さらに協議しながら、その帰還の明示ということは今後とも続けていく。当然今までもそれはやっておりますし、今後国にというふうな明示をさせる努力は継続していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 3番の福祉について。今後の福祉事業等についての予定などあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、福祉について。双葉町の福祉に対する事業についてのおただしであります。福祉全般と捉え、お答えいたします。

東日本大震災、原子力災害から4年3カ月が経過いたしました。避難生活に伴い、家庭や地域をめぐり環境が大きく変化し、高齢者を初め各年代でさまざまな問題が生じております。家族や地域コミュニティのきずなを維持することが難しい状況になっています。双葉町では、福祉事業を展開するために、分野ごとに福祉計画を策定し、個々の問題点、共通する問題などの解決に向け取り組んでおります。

児童福祉であります。出産祝金を初め保育料助成事業、就園状況や保護者のニーズの把握、困り事、悩み事への対応に努めてまいります。

障がい者福祉であります。双葉地域自立支援協議会を共同設置し、5つの部会において随時必要

なケース検討や連絡、調整を行い、問題解決に取り組んでおります。

高齢者福祉であります、健康度評価チェックリストにより特定高齢者の把握を行っております。双葉町社会福祉協議会及び避難先自治体と連絡、調整を進め、介護予防事業を推進してまいります。また、介護サービス等の提供につきましては、介護福祉に関する民間事業所の活用も進めてまいります。

今後の予定といたしましては、町民の皆様のご意見を座談会等でお聞きし、ニーズを踏まえ、今後の福祉事業に活かしていきたいと考えます。さらに、多くの住民が他自治体に避難している郡内関係町村間で情報交換を行い、広域的な福祉事業の展開も実施していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 福祉事業について、私も町民の方からお話を聞いて、家族全員が福祉を受けるような状態になっている方もいらっしゃると思います。そういう方も、双葉町だけで無理であれば広域連携で頑張ってやっていかななくてはならないことだと思います。ましてや、先ほどの同僚議員の質問のご答弁の中にも今年度と言っていますけれども、これはもう本当にすぐにでも予算かけてもやらなくてはならないことだと思います。

行政の役割というのは、あくまでも民間企業でできないことをやるというのが行政の役割だということとはわかっていただいていると思いますので、それ以上は言いませんので、今後心と体に障がいがある人たち、若い人たちも含めて迅速な対応をお願いいたします。それだけで、とりあえず3番終わります、4番の中間貯蔵について。

中間貯蔵施設に関して、町、国、県、それぞれで話し合いがされていると思いますが、町有地を含め、今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、中間貯蔵について。中間貯蔵施設に関する町有地を含めた今後の取り組みについてのおたかしであります、町有地の処分に当たっては、これまでも述べてきましたが、地権者の皆様の状況に先んじて町有地の判断をすることはないというのが町の方針でありますので、他の地権者の動向が進んでいない中で町有地の処分を判断するという考えは持っておりません。町有地の処分に当たっては、議会の議決に付さなければならない案件であり、町民の皆様のご意見を踏まえるとともに、議会とも協議の上、慎重に判断してまいりたいと考えております。

中間貯蔵施設の整備を進めるに当たっては、国が地権者への丁寧な説明を行い、地権者の理解を得ることが第一であると考えております。しかしながら、地権者からは用地交渉に係る環境省への不満等が町へ寄せられていることから、環境省に対して地権者に寄り添った親身な対応を徹底するよう強く要望しており、今後も注視していきたいと考えております。

また、輸送で使用する道路についても、破損箇所の応急的な対応ではなく、舗装厚の確保等の全面的な改良の実施を求めているところであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、言わなくてはならないことと環境省に言わなくてはならないことが複雑にいっぱいあるのですけれども、今町長がご答弁されました舗装厚の厚さ、そういう問題に関して、最初の説明というか、中間貯蔵の建設を受け入れる前とかそういうときに、そういうものをちゃんとやりますから、どうぞやらせてくださいという話だったように僕は思います。いざパイロット。国も外国になったのかなと。パイロット搬入なんて。試験搬入ですよ。いかにごまかそうかという説明文書を持ってきて、いかにごまかした後に、はい、僕たちは議会としてはだめだよと言っている試験搬入をやってみれば、道路はちゃんとやらない。ちょっとした補修だ。あげくの果てには一時帰宅の方たちがそこで渋滞したり、おっかなくてそこ通れないとか、そういうものが出たのですよね、実際には。やることをやらないでそういうことをやってくるというのは、普通に言って、国ってそこまでやっていいのかなと。というものが、今もうパイロット搬入。要は試験搬入。今度直してきますと言っていましたけれども、試験搬入の中でもう出ているのにもかかわらず、何でその許可を、もうだめだよということが何でうちの町として言えないのかなと。たまにしか帰れないですよ。国の職員の方は、毎日自分の家から通っているのですよね。生活拠点から。双葉町の町民は、誰ひとりとして自分の生活拠点にいけないのです。そこに住んでいた思い入れがあるにもかかわらず、一時帰宅まで邪魔されて、あげくの果てに無理やり土地をとられるような感覚に陥っている方がかなりいらっしゃいます。他町の方、双葉町町民以外の人とこの前お話ししました。何でちゃんと双葉町は受け入れないのだと。では、どこまで僕たちは我慢すればいいのですか。メディア、新聞等でちゃんとしたことを書いていただけないことで、いっぱいお金もらっているのだろう、その方にも言われました。町民の方もありました。だけれども、裸一貫で出てきて、それだけのお金で、では自分たちは生活再建できるのですかと僕お話ししました、その方に。そういう状況を国、県が現実つくっているのですよね。それで、あげくの果てに約束事は守らない。さっき言った帰還。中間貯蔵は迷惑施設です。迷惑施設であるにもかかわらず、そういうものを持ってきて、子供たちを育てられる環境が僕はまちづくりの根本だと思います。幾ら少ない人数でも、子供が自然に育てる環境になっているのか。ましてや安全対策ですよ、道路等は。地震でそのままの道路をそのまま通したという環境省の責任は僕は重大だと思います。それに関して、町長、今度本格搬入が来年ですよ。それに対しての許可は出すのですか。ここまで、双葉町民がどこまで我慢しなくてはならないかという状況の中で、言ったこともやらないような環境省にできるのですか。そういう許可を出せるのですかというのと、環境委員会のほうに議会から選出されて私行っています。そのお話をしたときに、今はその話ではない。もうもっと先の話だよということを言われました、環境省の方々に。今はその話ではないと。足元も固めないでもっと先の話だよとばかりみたいなことを言っているのではないよと私は思います。土地の買収も何も終わっていないで建設しますなんていうのはもってのほかです。それで、外堀埋めてくるような環境省の態度というのが、これは国の機関であっていいのかどうかというのは、私はそう思いますけれども、町

長どうお考えか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、試験輸送についてであります。舗装厚の問題、そして応急的な修理でとても町民の皆さんが一時帰宅したときにトラブルがあったというふうな話も私どもも伺っております。そういったことで、環境省には強くそういった対応に関しての改善を求めているところでございますし、現実には産業建設課長が現地に赴きまして、その補修箇所、当然ここは完全な舗装をしなくてはならないというふうなものもチェックしてございます。そういったことの中身について、後ほど産業建設課長のほうから説明させます。

あと、本格輸送に当たって、今の現状で可能なのか。今申し上げましたとおり、試験輸送でこういうふうないろいろなトラブルもある。そして、搬入路についての舗装の総点検、再点検も含めて、きちとした舗装厚を含めた道路の修理、改善がなされない状況で本格輸送というのは、私としてはあり得ないと思っております。当然その本格輸送以前に地権者の皆さんのご理解を得ない状況での搬入ということも、これは無理だと思っております。そういったことで、当然国はそういった搬入路に対する舗装の改善、そして地権者の皆さんに対する丁寧な説明をするとともに、理解を得ていただくような努力がされ、そして地権者の理解が得られない状況では難しい、そういうふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） それでは、菅野議員の再質問につきましてご説明申し上げます。

試験輸送路として使用しております町道に関しましては、環境省で支障がないものと判断して搬入に使用しておりましたが、町で補修の必要性を指示いたしまして、4月22日に現地で立ち会いまして、牛踏交差点から搬入路になっております下条細谷線の舗装補修を環境省のほうに指示いたしました。その後、環境省のほうに補修をさせました。今後使用する道路につきましても、補修や舗装厚の確保には強く環境省のほうには言ってまいりたいと思っております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 課長のご答弁もわかるのですが、私はそういう問題ではなくて、最初にやると言ったことをやっていないのです。何だったら、あそこ町道ですよ。双葉町町民、誰が通ってもいいです。だけれども、迷惑施設のためにつくっている町道ではないです。であれば、町長どうですかね。ある隣の町では、ここを通るな、通すなということが通るのであれば、うちの町としても新しい道路をつくってもらえばいいではないですか。うちの町民が通らなくてもいいような専用道路をつくってもらうような方向性でもいいのではないですか。結局は、ちゃんとした約束も守れないことをもう一回信用してくれといったって信用できますか。それが国ですよ。国として、あってしかるべき行為をしているのです。そういうふうなものを僕は答弁をいただきたいのです。そういう約束を守れ

なかったことというのは、パイロット輸送、僕は反対でした。反対ですけれども、その中でも、反対者がいっぱいいる中でも推し進めてきてやったことに対して、やっぱりちゃんとやっていませんでした。そうしたら、ちゃんとした責任をとらなくてはならないではないですか。子供ではないのですから。ましてや国民のお金をいじるようなところで、国民のために犠牲になっているのが双葉町町民だけで果たしていいのか、私はそう思っていますが、国の職員、先ほども政権与党の賠償にかかわることとかいろんな余計なことを各党派でやるものなのか、前代未聞ですよ、実際。そんなことをやっている国会議員さんとか国の職員を信用できないです、私。やることをちゃんとやっていただきたいのですが、けれども、本格輸送とかなんとかというのも実際に言ったら、そういう約束を破ったというのは非常に大きいと思います。ましてや、これライブなのではっきり言いますけれども、中間貯蔵ができる原因をつくったのは双葉町町民ではないです。東京電力ですから。ましてや国の政策なのですから。そこに関して、強くちゃんと約束を守らないときのことをちゃんと明示しなくてはならないですよ。三者協定なり四者協定なり何であれ、約束を守らないことに関してのペナルティーというのを今後明示していただけるかどうかだけ聞いて、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 前段で専用道路というお話もありました。こういったことも可能であるかどうか、もしくは町民の皆さんの一時帰宅に影響のないような道路、そういったものも含めて検討しなくてはならないということと、そういったものがきちっと皆さんにお示しできるような状況を国のほうから当然説明してもらうようなものは必要だと思っております。

また、本格輸送に当たって、先ほど申し上げましたけれども、まず搬入路に対しての対応がきちっとなされているか。そして、地権者の皆さんのご理解を得て対応ができるのかということは重要なことですし、そのことも含めて、国がそういったものができない状況であるならば、またそういったものをできない状況で本格輸送をとするならば、議会の皆さんと相談をさせていただき、そのペナルティーの対応を検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

○4番（菅野博紀君） 議会とよく話し合って、今後お願いします。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君）　こんにちは。議席番号7番でございます。岩本久人でございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。同僚議員と質問が重複するところもあろうかと思いますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

まず、1点目について質問をさせていただきます。中間貯蔵施設の町としての対応についてお伺いします。ことし2月25日、県と双葉、大熊両町は、中間貯蔵施設予定地への除染廃棄物搬入を容認しました。環境省は、翌朝、予定地内の工業団地へ一時保管場として先行して試験輸送を開始しました。しかしながら、大半の地権者との用地交渉は依然として進んでいない現状であります。その一つの背景として、先祖代々受け継いできた土地を手放すことに抵抗感がある地権者への説明が不十分であることや連絡のほうも全くないなど環境省の誠意ある態度が見られないところにあります。町として、中間貯蔵施設の建設、搬入を容認した以上、今後どのように対応を講じていくのかお伺いします。

1番、中間貯蔵施設に係る弁護士相談窓口の設置回数、相談者数と主な相談内容についてお伺いします。

2番、環境省との用地交渉が成立している地権者数をお伺いします。

3、中間貯蔵施設の対策に関する行政組織として、新たな課、係を設置する考えがあるのかどうか、お伺いします。

4、今後、国と地権者の用地交渉に対して、町としてどのようにかかわっていくのかお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の中間貯蔵施設の町としての対応について、（1）、中間貯蔵施設に係る弁護士相談窓口の設置回数、相談者数、主な内容についてのおただしであります。中間貯蔵施設の建設に伴い、町民の皆様が抱える不安や諸問題に対応するため、本年2月に弁護士相談窓口を設置して以降、これまで8回窓口相談を行いました。また、相談者数は6月10日までに7名の相談者があり、主な相談内容につきましては、地上権設定の終期はいつか、住民票の取り扱いはどうなるのか、税法上の特例措置はあるのかなどとなっております。

次に、（2）、環境省との用地交渉が成立している地権者数についてのおただしであります。環境省からは、双葉町内の土地、建物に関して、現時点で契約が成立したとの報告はありません。

続いて、（3）、中間貯蔵施設の対策に関する行政組織として、新たな課、係を設置する考えはあるのかのおただしであります。現在、中間貯蔵施設に関する町民の相談窓口を産業建設課に設置するなど中間貯蔵施設に係る事務は産業建設課が主に担当しております。また、中間貯蔵施設に係る事務は、交付金事務を初め予定地内の文化財の保護や墓地の対応など多種に及んでおり、産業建設課が調整役となり、各課が協力しながら事務を行っているところであります。また、産業建設課において

は、中間貯蔵施設に係る事務量等の増加を考慮し、平成27年4月からは職員の増員を図ったところがあります。今後どのような事務が発生してくるかにもよりますが、現段階では中間貯蔵施設に係る事務を専門に担当する新たな課等の設置については考えておりません。

続いて、(4)、今後国と地権者との用地交渉に対して、町としてどのようにかかわっていくかのおただしであります。町では個人の財産権にかかわることから、価格交渉に関与することは考えておりません。

一方で、町に対して地権者から、環境省の説明への不満や説明を聞く意思表示をしているにもかかわらず、環境省からの連絡がないなどの用地交渉に関する苦情も届いていることから、本年5月28日に環境大臣に対して、双葉町と大熊町の両町で中間貯蔵施設に対する誠意ある対応を求める要望を行いました。その中で、地権者に対する環境省の取り組みが不十分であること、施設の事業概要と補償内容等について懇切丁寧に説明し、信頼関係を構築すべきであることなど、地権者に寄り添った親身な対応を徹底するように要望したところであり、今後も国に対して誠意ある対応を強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。中間貯蔵施設の町としての対応について伺っているわけですが、ただいま答弁をいただきまして、弁護士相談窓口の設置、回数も8回、相談者数が7名ということで、残念ながらちょっと少ない相談者数になっております。用地交渉の成立もいまだにないと。一件もないと。

課、係設置、当然中間貯蔵、町としても大きな問題です。全庁挙げて、課、係連携をして取り組まなければいけないということですが、中間貯蔵の対策に限っての対応は考えていないということ。

町としてのかかわりについても、町長は依然として誠意ある対応、親身な対応を環境省に求めるといふようなことでありまして、町としての対応がこれで本当にいいのかと。不十分ではないかというふうに私は思います。

行政機構ですけれども、現在、先ほども答弁にありましたように、産業建設課の建設系の事務分掌の中に、中間貯蔵施設に関することと1つだけしかないのですよね。こんな対応でよろしいのかなというふうに思うのです。これほど30年という長きにわたる重要な問題を抱える迷惑施設が我が町にできるわけですから、町として監視、監督、指揮命令、責任体制を明確にするためにも適切な町としての対応をしなければいけないというふうに思うのです。それを今のところ考えてないというような、そういうご答弁ですけれども、地権者も含めて町民全体、中間貯蔵に対しての安全、安心というものに対して情報を町のほうで公開もしていかないといけないと思うのです。さまざまな業務もやはり中間貯蔵に対してふえていくというふうに思いますので、ぜひとも町として誠心誠意対応していただきたい。新たな係ぐらいはつくっていただいて、きちっと目に見える形で中間貯蔵に対しての対応を、町

はしっかりやっているのだなという姿を行政機構の中で活かしていただきたいというふうに思いますけれども、再度町長のお考えをお伺いいたします。

地権者からの声ですけれども、町長もいろいろ聞いていますけれども、環境省から一度も連絡がない。担当がかわりましたからなんていう電話があったきりで、全然対応していないという。地権者の方も土地を売却したらいいのかどうか、自分の土地にどういった施設ができるのかどうかというのもやっぱり不安があると思うのですよね。そういうところからやっぱり環境省も交渉をしているかないと、自分の土地に何ができるのかわからないというような、どういう危険物ができるのかどうかかわからないというようなことでやはり交渉に当たられたのでは、やはりなかなかスムーズな交渉がいかないと思うのです。地権者会の方からも、地権者は蚊帳の外に置かれているというふうな、そういう話もあります。本当に自分たちの土地に環境省は施設をつくる気があるのかどうかというふうに、そういうふうにかなり不信感を持っておるようです。そういうようなところ、我々だって議会には1月の13日に中間貯蔵施設に係る地権者説明会等の進捗状況の説明がありました。双葉町の場合、地権者745名、そして334名の方と接触できた、連絡とれたという、そういうだけの説明で、その後の連絡が議会にも全くないのです。これで本当に地権者の用地交渉が今後進んでいけるのかどうかというふうに私は思っているのですけれども、町長も地権者への丁寧な説明をしていただきたい。地権者になった気持ちでやはりやっていただきたいというような、環境省にいろいろと要望、意見はしているかと思うのですけれども、私は十分な対応が環境省には伝わっていないというふうに思います。町としても、地権者の方が何に不安を持ち、何を求めているか。町としても、地権者の方の本音をやはり聞くべきでないかなというふうに私は思っております。中間貯蔵自体のあり方に反対をしているという方は、そう多くはないというふうに思うのです。ただ、先ほども言いましたように、自分たちの土地にどういった施設が建設されるのか、どのように利用されるのかわからないのでは、やはり不安、不信感が増幅されるのではないかとこのように思います。先ほどの同僚議員の質問にも、墓地の問題もありました。墓地がそのまま残しておけるのか、それとも移転されるのか、そういうことも町で今後対応すると言っていますけれども、そういうところから一つ一つ丁寧にしていかないと、なかなか用地交渉は進まないというふうに思います。町としても予定地内に町有地があるわけですよね。125.8ヘクタールもの町有地があります。国と地権者だけの問題ではないというふうに思います。30年以内に原状回復、そしてもとの姿に戻るのか、それが補償されるのかどうか、それが問題だというふうに思います。3月の定例会の同僚議員の一般質問の答弁の中にも、中間貯蔵施設は今後町の復興にも多大な影響を与える施設だということを町長も答弁しております。町としても地権者と話し合いながら、地権者と一緒になって国への交渉に当たらなければならないと思いますけれども、その辺のところ、町長、お考えをもう一度お伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目に、中間貯蔵施設に対応する専門的な課をもう一度考えたらいいのではないかというふうなおたしだったように思っておりますが、先ほど答弁の中で、平成27年4月からは職員の増員を図っているということ、また今後どのような事務が発生してくるかにもよると、そういうふうな答弁をさせていただいております。そういったことで、まず今現時点では課の増設というか、新たにその課を設置するということは考えていないと。将来的に中間貯蔵施設に係る事務事業が膨大なものであるということは推定できますけれども、今後どのような問題が発生してくるかというのは、その時その時によっていろいろ推察できないものもあるだろうというふうに考えてございます。そういったことで、その時の状況によってはその検討もするというところでご理解いただきたいと思います。

また、国の地権者に対する説明の不十分さ、それは当然町としても十分理解しておりますし、何度も国のほうに申し入れはしております。そういったことで、まず聞く耳を持っている地権者の皆さんに対する対応というのは非常にお粗末だなと、そういうふうな感じは持っておるところであります。そういったことで、まず地権者の皆さんに、国の事業としてなぜ必要なのか、なぜ皆さんにこの迷惑施設を受け入れてもらわなくてはならないかということを理解してもらう努力がなされていないのではないかと。そういうことから、まず一つ一つ確実に地権者の皆さんのご理解を得る努力というのが必要だと、そういうふうに思っております。そういったことで、環境省のほうには常々そういうふうな申し入れは行っているところでございます。そういったことで、地権者の皆さんが不利益にならないように町としても国には常に注視をしながら対応していく、そういうふうな考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 地権者の方が先ほども何に不満を持ち、何に不信感を環境省に持っているかというようなことで、地権者の本音を、やはり地権者の声に町も耳を傾けなくてはいけないのではないかと。そういうようなことを言いましたけれども、やはりそれぞれ地権者、お金だけの問題ではないと思うのです。やっぱり先祖代々の土地をなくす、そういう苦しさというものがやっぱりあるわけですね。交渉の中で、事故前の価格で補償してくれと。原発事故によって、もう価値がゼロになってしまった。そこを国は、10年後、20年後先に復興が進んで、土地の価格も上がってくるだろうなということで、それで5割というような、そういうことを提示しておりますけれども、先ほど同僚議員も言ったように、誰のせいでこういう姿になってしまったかというのは、やはり東京電力、国の責任のもとでこういう姿になってしまったということをやはり国は理解をしなければいけないのではないかと。50%を出して、そしてあと残りの50%を県が補てんするなんていう、そういうこと自体がやはり地権者にとって我慢ができないというふうに思うのです。

それと、地上権もやはり売買すると一緒に、やはり底地権という問題もあるかと思うのですけれども、70%で示すなんていうのは、これは本当に納得できない価格ではないかというふうに思うのです。

もうちょっとやはり町も、町有地があるわけですから、地権者の目線で地権者と一緒に国にもかかわっていかなくてはいけないというふうに私は思うのです。これ本当に双葉、大熊町の問題だけではなくて県全体の問題だと思います。県も高みの見物をしている場合ではないというふうに思うのです。広域自治体としての責任があると思います。まず、町も町民の生命、財産を守る責任があるというふうに思いますので、ぜひとも町民の信頼をなくさないためにも県と連携して、町長の言うようにやはり町民に、地権者に親身になって今後対応していただくようお願いいたします。

それでは、2点目について質問させていただきます。2点目、帰還困難区域の本格除染について伺います。本年度で東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年目に入りますが、避難指示解除準備区域に当たる浜野、両竹地区において本格除染がようやく始まりました。しかし、帰還困難区域については、これまでモデル実証事業での除染のみで本格除染には至っておりません。町は復興まちづくり長期ビジョンを策定し、町内復興拠点として段階的に新たな産業、雇用の場と新たな生活の場を形成する計画があるが、そのためにも帰還困難区域の整備が急務であると思います。国は、町と協議して帰還困難区域の除染を実施するとしておりますが、国の除染計画に対して町はどのように求めているのか、伺います。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、帰還困難区域の本格除染について。帰還困難区域の本格除染についてのおただしであります。帰還困難区域の除染については、平成26年8月28日に当時の根本復興大臣から示された大熊・双葉ふるさと復興構想において、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から、優先的に除染を行うことを地元とともに検討するとされております。そのため、本年5月28日に双葉町と大熊町の両町で望月環境大臣に対して、町の復興拠点として重要な地区の除染を早期に実施するとともに、両町の帰還困難区域を含む全体の本格除染の計画を早急に示すよう要望したところ、望月環境大臣から、町の復興拠点については、今後とも両町及び関係省庁と対応を検討し、個別に必要な除染を実施する旨の回答を得たところです。そのため、今後、双葉町復興まちづくり長期ビジョンにおいて構想されている町内復興拠点を中心として、帰還困難区域のうち先行して除染していくべきエリアを具体的に選定し、早期の除染を国に求めていると考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。2月25日朝日新聞に、双葉郡4町のそれぞれの避難指示区域ごとの帰還意向調査のアンケート結果が出ております。昨年8月から10月にかけて、町と復興庁合同でやったアンケートの結果だと思うのですが、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域と3つの住民の方に対しての帰還に対する調査なのですが、放射線量にかかわらず、やはり数値は低いです。双葉町の場合、帰還困難区域が12.2%、避難指示解除準備区域4%の部分、11.9%であります。戻らない理由は、中間貯蔵施設や廃炉の問題などがありますけれど

も、やはり町全体が荒廃しているから、一時帰宅するたびに田んぼ、畑、自分の家屋に対しても荒廃をしているから、なかなかもう帰還できないだろうなという、そういうあらわれだというふうに思うのです。しかしながら、町も両竹地区の瓦れきの集積も、処理のほうも進んでいます。4%に当たる両竹、浜野地区の除染も始まります。そういうようなことで、前回に比べると戻りたいというポイントも2ポイント上がっております。そして、まだ判断がつかないという方が27.9%、おとしよりも10%も上がっているのです。ですから、やっぱり判断がつかないということは、これからのやっぱり町のそういう復旧、復興の進捗状況によっては戻りたいという、そういう方がやはりふえる可能性があるわけです。ところが、全く双葉町、田畑の除染もしておりませんし、荒れ放題なわけですね。私は、本当に環境省も中間貯蔵施設を進めたければ、やはり我々の町の復興の前提となる除染計画を早く立てて、町長も言うように、帰還困難区域であろうが除染を進めていただきたいというふうに思うわけです。竹下復興大臣は、住民意向調査でもあったように、避難者の帰還意向が弱まっている。そして、除染にも多大な費用がかかるとしてかどうかわかりませんが、帰還困難区域の除染は全域やることはあり得ないというふうにインタビューで答えておりました。こんな無責任なことがあっていいのでしょうか。除染の見通しも立たず、自分たちの土地が荒廃している一方だからこそ、そういうふうに帰還を断念する、そういうアンケートの結果が出るのではないのでしょうか。環境省は、まちづくり長期ビジョンに基づいて、町と協議をして町内の復興拠点となるところを除染するとしておりますけれども、96%が帰還困難区域です。政府は、平成29年3月までに居住制限と避難指示解除準備区域を解除したいというような意向を示して、そして帰還困難区域の区域再編をしたいというふうに言っておりますけれども、その前提となるのはやっぱり除染だと思うのです。とにかくこれまでモデル除染、そして拠点除染も今年度計画されていますけれども、やはり面的な除染をやってほしいなど。目に見えるような面的な除染を、やはり復興拠点だけでなく、今度試験輸送に関しても本格輸送に関しても、中間貯蔵の試験輸送に関して帰還困難区域の除染に影響はしないのかなというふうに私考えているのですけれども、その辺のところも含めて早急に、これ以上やはり農地再生できないと思うのですね、これだけもう荒廃してしまうと。ぜひとも国と帰還困難区域の除染実施計画の策定を早急にしていきたいというふうに思うのですけれども、町長の考えを再度伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

帰還困難区域の除染ということでございますが、本来は帰還困難区域に関しての除染というのは、国としては進んだ発言をしてございました。ただ、一方、先ほどの答弁の中でも申し上げました、昨年8月でしたと思いますけれども、当時の根本復興大臣が大熊・双葉ふるさと復興構想、通称根本イニシアティブということで、帰還困難区域にあっても町の復興に資するものであるならば、町と協議をしてその対応を検討したい、そういうふうなものが発表されております。そういったことから、先般、先ほどの一般質問の中で質問された議員の方の答弁の中で言っておりますが、望月環境

大臣が大熊町下野上、いわゆる帰還困難区域であっても本格除染、拠点除染ですけれども、するという発言がありました。そういったことから、我々も環境省に対しまして、帰還困難区域であっても拠点除染、きちっと大熊並みの対応をお願いしたいという申し出は既にしております。そういったことで、この帰還困難区域の中の拠点除染ということは、今はっきりやるというふうなことは私が判断できるのではなく国が判断するものですから今明言はできませんけれども、その帰還困難区域内の拠点除染については町として国のほうにその判断をしてもらえるように、させるように一生懸命取り組んでやっていく、そういうふうな考えでございます。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 大熊・双葉ふるさと復興構想、根本イニシアティブ、答弁で今わかりましたけれども、しかしまだ帰還困難区域、平成29年の3月までには1年と9カ月もあるのです。その間に少しでも早く前に進めていかないと、本当にもう帰還を断念する人がふえていく。一時帰宅ももうしたくもないというような、そういう状況になってしまうのは本当に残念で仕方がないです。今町長も言いましたように、大熊でも帰還困難区域の住宅地、水田が本格除染が7月から始まるようです。もう4年と3カ月ですから、現在農地の除草すらやっていない状況で、早急に荒廃抑制対策をしていかないと、本当に再生不可能になってしまうのではないかというふうに思います。まだまだもとのふるさとに戻すには時間がかかるかもしれませんが、何とか町民の皆さんの目に見えるような復興の取り組み、そういう姿を示していただきたいと思いますので、再度町長の決意をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、帰還困難区域であっても、さきの復興大臣であります根本イニシアティブ、大熊・双葉ふるさと復興構想の中に書いてありますように、帰還困難区域の中の拠点除染ということは強く国に働きかけをして、その取り組みを実現させたい、そのように思っております。

一方、双葉町では帰還困難区域の中で、非常にわずかな部分ではありますが、モデル除染としまして、双葉町役場、今現在、双葉高校、双葉中学校、そして過去には厚生病院の健康福祉群、町立幼稚園、そして農村広場、そういった部分の少ないエリアではありますが、モデル除染として帰還困難区域の中でもやっている。そういったような実績もございますので、そういったものをさらに広げる。拠点除染として、先ほど申し上げましたように、国にその除染の取り組みを実現させるよう、強く面的な除染も含めて働きかけしていきたい、そういうふうに思っております。

○7番（岩本久人君） ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 56 分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 27 年第 2 回双葉町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）午前 9 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 45 号 専決処分の承認について
専決第 1 号 平成 26 年度双葉町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 議案第 46 号 専決処分の承認について
専決第 2 号 平成 26 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 47 号 専決処分の承認について
専決第 3 号 平成 26 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 48 号 専決処分の承認について
専決第 4 号 平成 26 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 49 号 専決処分の承認について
専決第 5 号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 50 号 専決処分の承認について
専決第 6 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 51 号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 52 号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 53 号 財産の取得について
- 日程第 10 議案第 54 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 55 号 平成 27 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 選挙第 1 号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 14 推薦第 1 号 双葉町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
復興推進課参事	駒 田 義 誌 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会兼 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第45号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 5ページ、総務費で企画なのですが、委託料で減額補正されております。

積算が甘いのか、それとも仕事量を減らしたのか、多目に予算要求していたのか、その辺をお聞かせ

ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） ただいまの谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

双葉町復興事業計画策定業務委託料についてのご質問でございますが、当初予算額が3,760万円ということで、実施額が3,634万2,000円、請負差額の125万8,000円について今回減額補正をさせていただきました。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 全く同じ質問で、委託料、ここに書かれている事業費の中で全部減額補正です。これらについても多目に積算したのか、自分たちができた事業計画の中で仕事ができなかったのか、これをお知らせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） ただいまの件につきまして説明させていただきます。

仕事をやらなかったのかということですが、全て仕事のほうは予定どおり行いまして、その事業費の確定によりまして、その余った分を減額補正という形にさせていただきました。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 余ったものは減額補正するのは当然ですが、これぐらいの金額であれば許される範囲だということに受け取ってよろしいですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） ただいまのご質問に対してご説明申し上げます。

はっきり言いまして、予算で組んでおりますので、実際その範囲の中で事業を展開したということで、許されるかどうかということは、実際正直に申しまして、うちのほうは余った金額をマイナス計上させていただいたということでございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 6ページはまあまあ、8ページになってきますと、民生費で災害救助費に

なると、大分、2,000万円という予算が減額補正をされておりますね、復興支援事業の業務委託料。こうなると、ちょっと総務課長の説明で納得しましたというわけにはいきません。ですから、さきの予算、各課で予算を上げて総務課長が査定して町長が査定するということで、その結果、議会に議案として提出されるわけで、これだけの予算でこの仕事をしてくれるのであれば議会も認めましょうということで認めているはずですが、でも、6ページの減額補正の金額ぐらいいれば、これは許される範囲だなというふうに思いますけれども、2,000万円、1,000万円、こうなると、予算のとり過ぎでなかったのかというような感じもします。

ですから、事業計画でいっぱい仕事は計画立てました、予算要求もしました。だけれども、予算は余りました、減額補正、はい、そうですかと、なかなかそれでは、仕事しなかったのか、積算が多かったのではないかとと言われても、これには深い事情があるとは思いますが、6ページの減額補正ぐらいいだと範囲内かなと、請け差の部分もあったりして何となく理解もできますけれども、1,000万円以上になると、ちょっと要望し過ぎではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったことについて、今後そういうふうな請け差ということだけではなくて、精査をしていろいろな今後の予算の計上に反映させていきたいと思っております。

なお、詳しくは総務課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 今のご質問に対してお答えします。

今町長が述べたとおり、私のほうで町長査定前にきちんとした予算の査定を行いまして、今後そういう精査に努めていくということでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 民生費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 工事請負費、減額補正されておりますが、前の議会のときに白岩議員が道

路の欠損とか不具合があつて車パンクしたというような一般質問がありましたが、それらを全部工事をしてこれだけの減額補正になったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に産業建設課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

道路維持費の工事請負費でございますが、こちらのほうは12月に150万円のほうを補正させていただきまして、その理由が富沢橋の左岸の護岸が川の流れによりまして洗掘されて壊れているので、その応急補修ということで補正させていただきまして、その後補正いただきました216万円で富沢橋の左岸のほうの応急補修工事を施工いたしました。その折に川の流れがまともに富沢橋の左岸側の橋台にぶつかるということで、その流れを変えるための費用としても計上しておりまして、その金額が富岡土木河川管理者の福島県のほうと協議した結果、福島県のほうで平成27年度に早々にやるということで決まりましたので、その分の工事費が浮きまして、その決定が3月中だったものですから、ほかの道路補修工事はできませんので、余りましたということで今回減額補正させていただきました。

○議長（佐々木清一君） そのほか土木費ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 歳入のほうでちょっと質問できなかったのですが、地方交付税はこれだけの増額補正になっておりますが、交付金で減額補正になっている部分もあります。それから、国庫支出金でも委託金、これも委託された事業予算が消化できなかった理由。

それから、県支出金では地域支え合い体制づくり助成事業、これらも2,000万円もの減額補正がされております。歳出の質問と同じで、これだけの予算が減額補正されるということは、どういう意味合いを持っているのか。原子力災害の避難区域と帰還再生加速事業委託金、一般質問で出ていますけれども、これ帰還のための早期に町内の整備をしてほしい、除染をしてほしい、それらの質問がある中で、これだけの減額補正。結局これ国に返還ということになるのでしょうか。ですから、せっかく予算づけられたものが返さなければならないという町の考え方、事業の計画立案、これがどのように機

能しているのかどうかを、町長、教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のあったことに関しまして、先ほども議員の質問の中で答えておりますが、請け差とか、そういったものだけではなくて、今回のそういった減額またはオーバーしているもの、そういったものに含めまして、今後きちっと精査をして、そういうふうなことのならないような取り組みをしていかななくてはならないと思っております。

詳しくは、総務課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） ただいまのご質問に対しましてご説明申し上げます。

事業費、歳出のほう下がれば、それに対する補助金のほうも下がるということで、理屈上はそういうような形で増減が出てくると。それで、今町長も申し上げましたとおり、それをできるだけ少なくするために今後は精査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号 専決第1号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第46号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号 専決第2号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第47号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号 専決第3号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第48号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号 専決第4号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第49号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号 専決第5号 双葉町税条例の一部改正についてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第50号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号 専決第6号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第51号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第52号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号 財産の取得についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第54号 平成27年度双葉町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳入から行います。

第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) これ長らく計画がお休みになっておりました土地改良区、26年に廃止の手続をとったという説明がありましたので、これによって土地改良区に事業費として預けていたお金が戻ってきたということで、今後一切、細谷地区土地改良事業は問題は残さずこれで終息ということで理解してよろしいでしょうか、町長。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問に産業建設課長のほうから説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

細谷土地改良区なのですが、平成25年11月18日公告で、平成26年5月8日に廃止ということになっておまして、今回活動交付金ということで交付した金額につきまして返還があったということなのですが、細谷土地改良区のほうは、皆様の合意のもとに廃止ということになったと当方では理解しております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、これ補助事業で始まった土地改良事業なのです。事業としては、手のつけたところもありました。井戸を掘ったり、国有地のため池を埋め立てたりということがあって、いろいろと問題も残っていた土地改良事業なのですけれども、事業の廃止ということになれば、もうこれで一切この補助事業は打ち切ったということで、町長も課長も、そういうふうに私らが理解してよろしいですね。町の計画としては、休みということで、事業の休み届けてずっとこれ休んでいた事業なのです、土地改良区の事業としては。ですから、もう一切町の補助事業はこれでなしと、終息ということで理解してよろしいですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問に産業建設課長のほうから説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 谷津田議員のご質問についてご説明申し上げます。

事業は廃止となりましたので、これで終息と理解されてよろしいかなと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第55号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により歳出を行います。

第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（佐々木清一君） 日程第13、選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

双葉町選挙管理委員会委員には、鴻崎太郎君、細川彰子君、志賀良直君、江井俊雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました鴻崎太郎君、細川彰子君、志賀良直君、江井俊雄君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、双葉町選挙管理委員会委員補充員には、横山壽君、八巻健雄君、高野豊実君、石田由喜子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました横山壽君、八巻健雄君、高野豊実君、石田由喜子君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎推薦第1号の採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、推薦第1号 双葉町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

平成27年7月7日任期満了に伴う改選に当たり、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号並びに双葉町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例に基づき、4人以内の学識経験者を推薦するものとします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は2人としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は2人とすることに決定しました。

お諮りします。双葉町農業委員会委員の推薦方法については、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 議長指名で別に差し支えはないのですが、議長個人として推薦するのか、それから議会のどなたかと相談、話し合いをして議長が推薦するのか、その辺のいきさつを教えてください。

○議長（佐々木清一君） ただいまの谷津田議員の質問に議長のほうからお答えします。

この推薦については、議長独自の推薦とさせていただきます。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 議長が個人として推薦するということは、過去には余り例のなかったことに記憶しております。議会として推薦するのであれば、それなりに議会、全協なりを開いた中で、どの地区から、以前は、双葉町旧新山地区、旧長塚地区みたいなその分け方によって、こっちから2人、いやこっちからも2人とかというような推薦の仕方がとられていたように記憶しておりますけれども、それらを加味した中で議長が個人として推薦するのかどうかをお知らせください。

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員の質問にお答えします。

私が議長になったときに、避難先で、埼玉県有加須市の仮役場でやはり農業委員会の推薦がありました。その時点においても、それぞれの町民の方が避難されているということの中で、議長のほうでそれは農業委員のほうの指名をしてもいいだろうということで、その議会のときにそういった話があ

り、今回もそれにちなんで私のほうで判断をさせていただいていたということでもあります。先ほど谷津田議員が、それぞれの地区からというような話もありましたが、やはり今はこういった避難状況でもあるということもかんがみ、そういった形にさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 議長一存はよろしいのですけれども、これから、町の事業であっても、国の事業であっても、農地にはかかわりが大分出てくるはずですよ。祈念公園をつくるにしても、農地には一切かかわらないのか、農地がなかったら祈念公園としてのスペースはとれないとか、復興拠点をつくる国の事業で防潮堤をつくるとかというときに、農地にかかわりが出てこないのかどうか。この問題がこれからはかなり大きな問題になると思っていますのです。ですから、簡単に「はい、はい」と、「誰と誰」というような指名もよろしいのですけれども、その辺をじっくり検討した中でお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9 時 4 5 分

再開 午前 9 時 4 6 分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

ただいま谷津田光治議員から質問がありましたが、そのほか異議なしと認めてよろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前 9 時 4 7 分

再開 午前 9 時 4 8 分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

双葉町農業委員会委員の推薦については、小川貴永君、高田喜寿君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を双葉町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、双葉町農業委員会委員には、小川貴永君、高田喜寿君、以上の2名を推薦することに決しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時50分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 岩 本 久 人